

定期監査の結果に基づき講じた措置内容の公表について

令和4年度における事務の執行に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容について、千代田区長から別紙（写）のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項後段の規定に基づき、これを公表する。

令和6年3月22日

千代田区監査委員 印 東 大 祐

千代田区監査委員 野 本 俊 輔

千代田区監査委員 桜 井 ただし



5千政総務発第381号  
令和6年3月21日

千代田区監査委員 印東 大祐  
千代田区監査委員 野本 俊輔 様  
千代田区監査委員 桜井ただし

千代田区長 樋口 高頭  
(公印省略)

### 定期監査の結果に基づく措置対応について

令和5年9月5日付、5千監査発第34号により千代田区監査委員から通知のあった件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じましたので、その内容を通知いたします。

#### 記

#### 1 地方自治法第199条第14項の規定に基づき措置した内容

定期監査結果報告書の内容等を確認したのち、各部長に通知し、すべての指摘事項等の対応について報告を求め、特に留意すべきとして指摘を受けた事項については、措置対応を別紙のとおり取りまとめました。

その後、全職員にこれらの指摘事項等を認識させるため、その情報を共有し、各所属長に事項確認を求めました。

あわせて、各所属の事務を執行する責任者である各部長、会計管理者及び各事務局長には、区民サービスの向上に努めるとともに、信頼される区政の実現に向けて、職員の事務処理能力の向上に取り組むよう下命しております。

#### 2 その他

本通知文の発出については、他実施機関の措置対応も含めて、報告しております。



## ◎特に留意すべき指摘事項の措置対応

### 1 収入事務について

#### 【指摘概要】

- 指摘事項となった事例は減ったものの、依然として調定や調定の通知を行う時期に関する誤りや、時期を誤った結果、会計事務規則の規定と異なる納期限を設定している事例が認められた。

#### 【措置対応】

- 会計室作成のマニュアルにより手順・手続きを改めて確認し、適正な調定事務の周知徹底を図りました。また、全庁で実施する「定期監査における指摘事項チェックリスト」でも3分の1を収入事務に関わる項目に割り、特に丁寧に確認を促しました。
- これまでの財務会計システムでは納期限が自動設定されましたが、令和6年度から使用する新システムでは、納期限を各自が入力しなければならないため、全職員に確認が習慣化している会計室作成の支払期限日表と同様に納入期限日表の確認を周知徹底することで、会計事務規則に則した事務の遂行に努めます。

### 2 事務の執行と内部統制について

#### 【指摘概要】

- 資金前渡を受けた現金について、現金出納簿に記録された預金額と預金通帳の残高が相違していた事例があった。
- PASM0及びタクシーチケットの旅行命令簿と物品受払簿については、例年同様、記載内容の誤りや記載漏れ、旅行命令簿と物品受払簿の金額の相違が散見された。
- 内部統制の一環として始められた、定期監査における指摘事項をチェックリスト化したものによる各所属での自己点検の取り組みについて、一定の効果が確認できたが、旅行命令簿と物品受払簿との金額の相違、調定の時期と納期限のように、チェックリストに項目があるにもかかわらず、自己点検時に誤りを把握できなかったものや、点検後に誤った処理を行ったものがあった。

#### 【措置対応】

- 前渡金やPASM0及びタクシーチケットなどの現金等出納保管事務については、例年必ず指摘事項となる点であり、「定期監査における指摘事項チェックリスト」でも細かく項目を設けて確認を促すとともに、各所属での事務執行時に注意すべき点を手軽に確認できるツールとしても活用してもらえよう、シンプルでわかりやすい表現、形式に変更しました。
- 庁内で相互に行う自己検査において、当該指摘事項に対する検査結果を共有して注意喚起するとともに、全庁に対して再度確認するよう、庶務担当課長会で改めて周知徹底を図りました。

### 3 総合行政システムのリプレースについて

#### 【指摘概要】

- 令和6年度実施予定の総合行政システムのリプレースに伴い、一部ではこれまでとは異なる操作を行うことも想定される。各制度所管課は、職員が適切な操作が行えるよう、確実に周知すること。また、システム操作中に注意喚起メッセージが表示されれば誤りを防ぐことができたと考えられる事例もあったため、新たなシステムでは、システムの効果的な運用を検討すること。

#### 【措置対応】

- 令和6年1月から既に稼働している勤怠管理システムにより、紙による超過勤務命令簿の手続きがなくなったため、今後は超過勤務命令簿の記載誤りや印漏れ、紙とシステム上の記録内容の齟齬は生じません。
- 令和6年度からの新たな財務会計、文書管理、及び電子決裁の各システムの運用開始にあたっては、一人でも多くの職員が受講できるよう、対面及び Teams を利用した配信視聴の形式で研修を行うとともに、各システムの所管課では、問合せに臨機に対応できるよう努めていきます。
- これまで指摘事項となるが多かった「起案文書の決裁完了後に変更できる事項を誤認した処理」については、新文書管理システムでは決裁完了後の文書は修正できない仕様となるため、今後は誤った処理は生じないものと思われま